

(別紙様式 36-0)

煙火製造所「保安検査」事前調査票

作成者職・氏名

連絡先電話番号

製造所名					代表者職・氏名				
製造所所在地									
電話番号					ファックス番号				
製造保安責任者	資格	正（甲・乙・丙）		副（甲・乙・丙）		代理（甲・乙・丙）			
	氏名								
許可の内容	火薬類の種類		日製量	kg	月製量	kg	危害予防規定		
	煙火原料火薬類						策定年月日		
	煙火（がん具煙火を除く）						変更年月日		
	がん具煙火								
検査項目	省令等	工室名	定員 人	停滞量 kg	保安距離		保安間隔		
					法定距離 メートル	実測距離 メートル	法定距離 メートル	実測距離 メートル	
保安距離	規則 4 条 1 項 4 号								
保安間隔	規則 4 条 1 項 の 2								
検査項目	省令等	検査基準		判定基準		自己点検結果			
掲示板	規則 4 条 1 項 1 号	標識、掲示板を設置する。 発火又は爆発に関する必要な事項を明記する。		製造所入口に「煙火製造所」と明記した立看板。 消火活動、避難方法などを記載した掲示板が設置されていること。		適 ・ 否			
危険区域	同上	危険区域と無危険区域とに明瞭に区分し、製造所及び危険区域の周囲に境界柵を設置、その見やすい場所に警戒札を設置する。		杭、柵等で区分されていること。 「危険区域」「立入禁止」等の立看板等が、その入口に設置されていること。		適 ・ 否			
防火の空地	規則 4 条 1 項 3 号	森林内においては、境界柵に沿って 2 ㎡以上の空地を設ける。		空地には枯草等燃えやすいものが堆積していないこと。 樹木の高いところの枝が繁茂している場合は、2 ㎡まで伐採されていること。		適 ・ 否			
運搬通路	同 2 8 号	路面は平坦であり、地形上やむを得ない場合のほかは、勾配は 1/50 以下のとする。		窪地がある場合は土砂等を入れ平坦にすること。 草刈り等により路肩を明確にすること。		適 ・ 否			
危険区域内の施設	同 2 号 同 5 号	製造その他作業上やむを得ない施設以外のものは設置しない。		危険工室、乾燥工室、日乾場、廃棄焼却場、火薬類一時置場、発射試験場、爆発試験場、原材料置場、容器置場、工具器具置場、固体燃料を使用しない汽かん室及び煙突、製造所に直接必要な小動力室、便所以外の建造物を危険		適 ・ 否			

			区域内に設置されていないこと。 保安距離の変更による、防爆壁、防火壁の必要の有無を調べること。	
爆 発 危 険 工 室	同 6 号	火炎に対して抵抗性のある構造とし、別棟とする。 放爆式又は準放爆式の構造以外の工室は、爆発の際軽量飛散物となる建築材料を使用する。	無許可で構造等の変更がないこと。	適 ・ 否
土 堤 防 爆 壁 簡 易 土 堤	同 7 号 の 2	爆発の危険のある危険工室又は一時置場には土堤、防爆壁又は簡易土堤を設ける。(ただし、規則 29 条の 2 のがん具煙火貯蔵庫の構造と同等のがん具煙火一時置場、放爆構造又は準放爆構造の工室は放爆面以外の方向のもの、製造所外の保安距離若しくは製造所内の他の施設に対する保安間隔が 4 倍以上ある場合は省略できる。	規則 31 条の土堤、規則 31 条の 2 の簡易土堤、規則 31 条の 3 の防爆壁の規定による告示 76 号に適合すること。	適 ・ 否
発 火 危 険 工 室	同 8 号	発火危険工室は別棟で耐火構造とする。	構造等の変更がないこと。	適 ・ 否
防 火 壁	同 9 号	発火危険工室と他の施設（発火危険工室との保安距離が規定距離の 2 倍未満である製造所外の保安物件及び当該工室の保安間隔が規定距離の 2 倍未満の製造所内の施設をいう。）との間に防火壁の設置、その他の延焼を遮断するための措置（常緑広葉樹を植生する等）をする。	防火壁の高さ、長さは的確であること。 防火壁の破損がないこと。 常緑広葉樹は隙間がないこと。	適 ・ 否
消 火 設 備	同 9 号 の 2	発火の危険設備には、必要に応じて自動消火設備、水槽反転式消火設備等を設置する。	貯水量は十分であること。 消火設備は的確に作動すること。	適 ・ 否
貯 水 池 等	同 10 号	危険工室付近に貯水池、貯水槽、消火栓等の消火設備を設ける。	水が十分に貯水してあること。	適 ・ 否
内 面	同 12 号イ・ロ	イ.内面の剥離及び内面の一部が火薬類に混入することを防止するための措置を	塗装の剥げ、コンクリートブロック等の風化の有無。 内面は隙間のないようにし、かつ、水洗に耐え表面が滑らかであ	適 ・ 否

		講ずること。 ロ.飛散した火薬類の浸透又は侵入を防止するための措置及び飛散した火薬類を容易に除去できる措置を講ずること。(ただし、そのおそれがない場合は、この限りではない。)	ること。	
床面	同 1 2 号 ハ・ニ	ハ.火薬類が落下することにより爆発し又は発火することを防止するための措置を講ずること。(ただし、その恐れがない場合はこの限りではない。) ニ.床面には、鉄類を表さないこと。	床材は、鉛板、ゴム板、ビニル床シート、木板等の軟質材料であること。 鉄類が床面に表されていないこと。	適 ・ 否
窓扉	同 1 1 号 イ・ロ・ハ	イ.窓及び出口の扉は、非常の際に容易に避難できる構造であること。 ロ.窓及び扉の金具は、摩擦により火薬類が爆発又は発火するおそれがない材質を使用すること。(ただし、そのおそれがない場合は、この限りではない。) ハ.窓には、直射日光により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置を講ずること。(ただし、そのおそれがない場合は、この限りではない。)	できるだけ多くの窓及び出入口を設けられていること。 出口の扉は外開きとすること。 (積雪のため出入口の扉を外開きにすることが非常の際に不便である場合は、この限りではない。) 窓の扉は外開きとすること。(2箇所以上出入口を設けた場合、又は積雪のため窓の扉を外開きにすることが非常の際に不便である場合は、この限りではない。) 直接鉄と摩擦する部分の材質は、銅又は真鍮等とすること。 窓に不透明のものを使用する又は日射調整フィルムを貼ること。	適 ・ 否
掲示板	同 2 0 号	工室名、火薬類の種類、停滞量、同時に置ける原材料の種類及び最大数量、定員、注意事項その他必要な事項を内部又は外部に見やすい場所に掲示する。	工室名等は危険工室の内部又は外部の見やすい場所に掲示されること。 扉に設置している場合は把手が腐食していないこと。	適 ・ 否
静電気除去設備	同 2 2 号の 4	静電気により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置を講ずること。(ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りではない。)	静電気除去設備を各危険工室の入口に設けてあること。 設備、装置、器具等は必要に応じて導電性のものを使用し、接地すること。 床及び作業台は、金属板、導電性マット(シート)等を敷設するか、導電性塗料を塗布する等の措置を講ずること。 雷薬又は淹剤の配合又は填薬を行う危険工室の床及び作業台は、	適 ・ 否

			導電性マット(シート)を敷設し、接地すること。	
機械器具	同 1 5 号イ・ロ ・ハ・ニ	摩擦、振動又は衝撃、腐食、火薬類の付着、浸透又は侵入により火薬類が爆発し又は発火しない構造とすること。(ただし、それらの危害が発生するおそれがない場合は、この限りではない。)	摩擦部は、作業上やむを得ない部分を除き、鉄と鉄との摩擦がないものが使用されていること。 摩擦部には、十分に滑剤が塗布されていること。	適 ・ 否
機械設備 の 接 地	同 1 9 号	機械設備、乾燥装置等の金属部を接地する。	接地(アース)は確実であること。 腐食がないこと。	適 ・ 否
加 圧 設 備	同 2 2 号の 3	火薬類又はその原料を加圧する設備には、過度に加圧することを防ぐための措置を講ずること。(ただし、加圧により火薬類等が爆発し又は発火するおそれがない場合は、この限りではない。)	次のいずれかの基準によるもの。 ①設備に、規定以上の圧力にあれば自動的に減圧する安全装置を設けること。 ②規定以上の圧力にはならない機構をもつ設備であること。	適 ・ 否
照 明 設 備	同 1 8 号	危険工室又は火薬類一時置場の照明設備には、漏電等により火薬類が爆発し又は発火することを防止する措置を講ずること。(ただし、当該危害が発生するおそれがない場合は、この限りではない。)	次のいずれかの基準によるもの。 ①危険工室内又は一時置場と完全に隔離した電灯及び電気配線とすること。 ②危険工室内又は一時置場内に設置する場合、漏電、可燃性ガス、粉じん等に対して安全な防護措置を設けた電灯及び電気配線とすること。	適 ・ 否
原 動 機、 温 湿 度 調 整 装 置 等	同 1 4 号	危険工室内には、原動機及び温湿度調整装置を据え付けない。(爆発・発火の危険の虞のない場合は可)	モーターは隔壁で隔て設置されていること。(防爆型モーターは可)	適 ・ 否
暖 房 装 置	同 1 6 号	暖房設備は、火薬類の爆発又は発火を防止するための措置を講ずるとともに、燃焼しやすい物と隔離する。	次のいずれかの基準に適合すること。 ①危険工室内と完全に隔離した熱源で加熱された熱水又は水蒸気による放熱体を危険工室内に設置する場合、放熱対の側面には、取り外しが可能で掃除ができる構造の適当な覆いを取り付けること。 ②危険工室内と完全に隔離された熱源で加熱された熱風を危険工室内に送り込む場合、吹き出し口の温度は50度以下とし、熱源からの熱粉じんが吹き出し口から飛び込むおそれがあるときは、吹き出し口の前面に不燃性板等を設置して熱粉じんの飛び込みを防止すること。	適 ・ 否

			③ 火薬類が飛散するおそれがない工室において、エアコンディショナを設置する場合、吹き出し口の温度を摂氏40度以下とし、室内機の電気配線は危険工室内に表さないようにすること。	
粉じん飛散防止設備	同 2 2 号	火薬類及び同原料の粉じんが飛散する虞のある設備には粉じん飛散防止措置をする。	設備に火薬類が付着していないこと。	適 ・ 否
温度測定装置	同 2 2 号の 2	温度変化が起こる設備には、火薬類の温度変化により爆発又は発火を防止するための措置を講ずること。	設備の温度変化を適切に測定できる温度測定装置を設置すること。 設備の温度変化による火薬類の爆発等のおそれがあるものは、一定範囲を超えて温度変化したときに熱源へのエネルギー遮断、原料の供給停止等の温度変化を抑えるための措置を講ずること。	適 ・ 否
排気装置	同 2 3 号	可燃性ガス・有毒ガスの発散する工室には排気装置を設置する。	排気口に塵等の付着がないこと。 排気装置に異常音がないこと。	適 ・ 否
日乾場の乾燥台	同 2 4 号の 2	乾燥台は、火薬類の落下による爆発等を防止するための措置及び火薬類へのさじん等への混入を防ぐ措置を講ずること。	乾燥台の高さを60センチとする。	適 ・ 否
日乾場の防爆壁等	同 2 4 号の 3	他の施設に対する距離が20メートル以下の場合、その施設との間に爆発の危険のある日乾場では簡易土堤又は防爆壁を設置、発火の危険のある日乾場では防火壁又は延焼を遮断する措置をする。	防爆壁等の高さは2.5メートル以上、長さは適切であること。	適 ・ 否
放冷設備	同 2 4 号の 4	日乾場には、放冷のための設備を設置する。(放冷する必要がないときは、この限りではない。)	直射日光を避ける効果があり、堅固であること。 周辺に燃えやすいものが堆積していないこと。	適 ・ 否
星打ち場 星掛け場	同 2 4 号の 5	星打ち場又は星掛け場には、日光の直射を防ぐ措置を講ずること。	星打ち場又は星掛け場には、日光の直射を防ぐ措置を講ずること。	適 ・ 否
爆発試験場 燃焼試験場 発射試験場 廃棄焼却場	同 2 5 号イ・ロ・ハ	イ.危険区域内に設置すること。 ロ.土堤若しくは防爆壁を設置すること又は防火壁の設置その他延焼を遮断するための措置を講ずること。(ただし、火薬類の爆発等により周辺施設に危害を及ぼ	危険区域内に爆発試験場等が設置されていること。 火薬類の爆発等により周辺施設に危害が及ぼすおそれがある場合、延焼を遮断する措置が執られていること。 爆発試験場等の周囲の樹木、雑草等を伐採しておくこと又は周囲の樹木、雑草等に散水を行っていること。	適 ・ 否

		すおそれがないときは、この限りではない。) ハ.周囲の火災を防止するための措置を講ずること。		
運搬容器	同 2 6 号	火薬類、同原材料を運搬する容器は緻密軟質で化学作用を起こさない材料で蓋ができる構造とする。	容器の破損がないこと。 容器の材質が適切であること。	適 ・ 否
運搬車	同 2 7 号	運搬する火薬類のその他周囲の火薬類の爆発又は発火を起こすおそれがないものであること。	危険区域内で火薬類を運搬する運搬車は運搬車、蓄電池車、ディーゼル車又はガソリン車であること。(同 2 7 号の例示基準による)	適 ・ 否
乾燥工室 加温装置	同 2 4 号	加温装置は、乾燥中の火薬類が爆発し又は発火しないための措置を講ずること。	次のいずれかの基準によるもの。 ①加温装置を乾燥中の火薬類と隔離して設置すること。 ②温水加温装置を用いて、その設定温度が乾燥温度とほぼ同一となるようにすること。	適 ・ 否